

四万十町地方創生移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、本町へ移住し就業等する者に対して、四万十町地方創生移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することについて、四万十町補助金等交付規則（平成18年四万十町規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本町へ移住した者であって、高知県地方創生移住支援事業等実施要領に規定するマッチング支援事業（以下「マッチング支援事業」という。）の対象となる法人（以下「対象法人」という。）で就業するもの又は本町で起業等をしたもの

(2) 次の表に定める要件を満たす者

区分	内容
1 移住前の居住地に関する要件	次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京都の特別区（以下「東京23区」という。）に居住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に居住し、東京23区に通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。 (2) 住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に居住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に居住し、東京23区内に通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。） (3) (1)及び(2)においては、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住前の

		居住地として対象期間とすることができる。
2 本町での居住に関する要件		次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 令和2年4月1日以降に本町に転入し、かつ、移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。 (2) 申請日から5年以上継続して、四万十町に居住する意思があること。
3 就業等に関する要件	ア 一般の場合	次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 (2) 就業先が、移住支援金（内閣府所管の地域再生計画及びデジタル田園都市国家構想交付金の事業に基づくものに限る。）の対象として高知県が運営する求人情報サイトに掲載している求人であること。 (3) 対象法人の役員その他の経営又は運営に実質的に関与している者が、支援対象者の3親等以内の親族でないこと。 (4) 対象法人への就職が、対象法人がマッチング支援事業の対象として募集が掲載された日以後の応募によるものであること。 (5) 雇用の形態が、週20時間以上の無期雇用契約に基づいたものであること。 (6) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 (7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
	イ 専門人材の場合	プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 (2) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 (3) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 (4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 (5) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
4 テレワークの場合		次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本町を生活の本拠とし、移住前の業務を引き続き行うこと。 (2) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から該当移住者に資金提供されていないこと。
5 本町で起業した場合の要件		高知県創業支援事業費補助金の交付決定を受けていること。

6 世帯員が複数である場合の要件	次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一の世帯に属していたこと。 (2) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、デジタル田園都市国家構想交付金の交付決定が高知県にされた後であって、高知県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に本町に転入し、かつ、移住支援金の申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
7 その他の要件	次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 日本人又は在留資格（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者に限る。）を有する外国人であること。 (2) 移住前の居住地の市区町村税、本町の町税又は高知県税を滞納していないこと。 (3) その他申請者の移住前に居住していた都道府県及び市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、移住支援金の交付の対象としない。

- (1) 四万十町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第16号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者
- (2) 過去にこの要綱に基づく移住支援金の交付を受けた者及び当該者と同一の世帯であった者
- (3) その他町長が適当でないと認める者
(移住支援金の額)

第3条 移住支援金の額は、単身世帯については60万円、2人以上の世帯については100万円を限度とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者1人につき100万円を加算して予算の範囲内において町長が認める額とする。

(移住支援金の交付申請)

第4条 支援対象者は、移住支援金の交付を受けようとするときは、四万十町地方創生移住支援金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(移住支援金の交付決定)

第5条 町長は、前条の申請書を受理し、その内容が適当と認めたときは、移住支援金の交付を決定し、四万十町地方創生移住支援金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(移住支援金の交付条件)

第6条 前条の規定による交付決定を受けた支援対象者（以下「受給者」という。）は、次に掲げ

る事項を遵守しなければならない。

- (1) 原則として、移住支援金の申請日から5年以上本町に居住すること。
- (2) 受給者が対象法人で就業する場合は、原則として、移住支援金の申請日から5年以上対象法人に勤務すること。
- (3) 移住支援金の申請日から5年以内に本町から転出する場合であって、本町に1年以上居住し、転出先が高知県内の市町村の場合は、転出前に転出届出書(様式第3号)を提出すること。転出届出書を提出した者が更に高知県内の別の市町村に転出する場合も、同様とする。
- (4) 受給者の就業先が行う一定期間の研修等で本町から転出する場合は、受給者が、研修等一時転出証明書(様式第4号)により、就業先が発行する証明書を提出すること。

2 前項第3号の届出書を提出した受給者は、移住支援金の申請日から5年間、毎年度3月1日から3月31日までに、四万十町長に、現況届出書(様式第5号)を提出しなければならない。ただし、受給者が3月1日から3月31日の間に転出した場合は、当該年度の現況届出書の提出は省略することができる。

(移住支援金の交付)

第7条 受給者は、第5条の規定による交付決定を受けたときは、四万十町地方創生移住支援金交付請求書兼支払金口座振替依頼書(様式第6号)により町長に移住支援金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、移住支援金を交付するものとする。

(移住支援金の交付決定の取消し)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、受給者が移住支援金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に基づく命令に違反したときは、移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長及び高知県知事が認めるとき。
- (2) 第6条第1項第3号及び第4号並びに同条第2項に規定する要件を満たしているとき。

(移住支援金の返還)

2 前項の規定による取消しの区分は、次のとおりとする。

- (1) 交付決定額の全部の取消し 次のいずれかに該当するとき。

ア 虚偽の申請等をしたとき。

イ 移住支援金の申請日から3年未満に本町から転出したとき。

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき。

エ 高知県創業支援事業費補助金の交付決定を取り消されたとき。

(2) 交付決定額の半額の取消し 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本町から転出したとき。

第9条 町長は、移住支援金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に移住支援金が交付されているときは、期限を定めてこれを返還させるものとする。

(調査等)

第10条 町長は、移住支援金の適正な執行を確保するために必要な限度において、受給者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(整備保管)

第11条 受給者は、移住支援金に係る関係書類を整備するとともに、移住支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この告示は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金について、第8条から第11条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則 (令和3年6月18日告示第93号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の四万十町地方創生移住支援金交付要綱第2条第1項第2号の規定は、令和3年3月10日（就業等に関する要件のうちイ及びウの規定にあっては、令和3年4月1日）以降の転入者について適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年10月21日告示第115号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年7月1日告示第96号)

この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年6月19日告示第87号)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

- 2 この告示による改正後の四万十町地方創生移住支援金交付要綱第3条の規定は、令和5年4月1日以降の転入者について適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

附 則（令和6年2月7日告示第9号）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この告示による改正後の四万十町地方創生移住支援金交付要綱第2条第1項第2号の規定は、令和5年4月1日以降の転入者について適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。